

第6章 地域支援事業の展開

1. 地域支援事業の取り組みについて

地域支援事業は、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業・任意事業を行うことで、高齢者が要介護状態または要支援状態等になることを予防するとともに、要介護状態等になった場合においても、可能な限り地域で自立した生活を営むことができるよう支援を行うものです。

日常生活圏域ごとの特徴や状況を勘案し、地域支援事業については下記のとおり取り組みます。

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

介護予防・生活支援サービス事業の対象者は、「要支援1・2」の認定者及び基本チェックリスト実施による「事業対象者」です。効果的な介護予防マネジメントと自立支援に向けたサービス展開により、要支援状態からの自立の促進や重症化予防の推進を図る事業です。

①事業の展開

○訪問型サービス

ア 旧介護予防訪問サービス事業（現行相当）

介護予防訪問介護と同様のサービス内容で、それぞれ利用者のニーズに応じて入浴・排泄・食事等の介助である身体介護、掃除・洗濯等の生活援助を行います。

イ 生活支援サービス事業（住民主体訪問サービス事業）

生活支援サポーターにより、買い物の同行、掃除、洗濯物干し、布団干し、調理補助、ごみ出し等の簡易なサービスを行います。

○通所型サービス

ア 旧介護予防通所サービス事業（現行相当）

介護予防通所介護と同様のサービス内容で、それぞれ利用者のニーズに応じて明確な目標を持ち、日常生活の支援、身体機能・生活機能向上のための機能訓練等を行います。

イ 基準緩和通所サービス事業

閉じこもりがちな者及び運動器の機能もしくは生活機能の向上を図る必要がある者等に対する自立に向けた支援（入浴、食事を除く。）や生活機能の維持・向上のための運動プログラム等を実施します。運動器機能訓練の実施に際しては、利用者の日常生活を拡大させる目標を設定した上で、生活機能の向上を図り、地域とのつながりが期待できる通いの場等へつなげることを目指します。

ウ 短期集中通所サービス事業

短期間での生活機能の改善もしくは向上の意志を明確に持ち、短期間での訓練後において地域活動の促進が期待でき、自己管理による介護予防への取り組みの継続が期待できる者等に対して、リハビリテーション専門職による専門的支援をおおむね 3 か月実施します。

②日常生活圏域ごとに提供するサービス

住民が安心してサービスを受けるためには、日常生活圏域ごとにバランスのとれたサービスを提供する必要があります。

日常生活圏域ごとの特徴や状況を勘案し、介護予防・生活支援サービスについては、下記のとおりの方針とします。

ア 旧介護予防訪問サービス（維持・拡充）

介護予防訪問介護と同様のサービス内容で、それぞれ利用者のニーズに応じて入浴・排泄・食事等の介助である身体介護、掃除・洗濯等の生活援助を行います。本計画期間中の具体的な整備目標は定めませんが、供給量に不足がないよう、要支援者等のニーズを注視していきます。

〔図表 6-1-1: 旧介護予防訪問サービス〕 (事業所)

圏域	令和5年度（現在値）
中央部	7
東部	1
西部	0
北部	1
計	9

イ 生活支援サービス（維持・拡充）

生活支援サポーターにより、買い物の同行、掃除、洗濯物干し、布団干し、調理補助、ごみ出し等の簡易なサービスを行います。本計画期間中の具体的な整備目標は定めませんが、日常生活圏域ごとにバランスの取れたサービスが必要であると考えているため、圏域を意識した担い手の確保等に努めていきます。

〔図表 6-1-2: 生活支援サービス〕 (事業所)

圏域	令和5年度（現在値）
中央部	1
東部	0
西部	0
北部	0
計	1

ウ 旧介護予防通所サービス

介護予防通所介護と同様のサービス内容で、それぞれ利用者のニーズに応じて明確な目標を持ち、日常生活の支援、身体機能・生活機能向上のための機能訓練等を行います。利用率等を考慮し、本計画期間中の新たな整備は見送ります。

〔図表 6-1-3: 旧介護予防通所サービス〕 (事業所)

圏域	令和5年度（現在値）
中央部	16
東部	7
西部	2
北部	2
計	27

エ 基準緩和通所サービス（維持・拡充）

閉じこもりがちな者及び運動器の機能もしくは生活機能の向上を図る必要がある者等に対する自立に向けた支援（入浴、食事を除く）や生活機能の維持・向上のための運動プログラム等を2～3時間程度実施します。本計画期間中の具体的な整備目標は定めませんが、供給量に不足がないよう、要支援者等のニーズを注視していきます。

〔図表 6-1-4: 基準緩和通所サービス〕 (事業所)

圏域	令和5年度（現在値）
中央部	10
東部	2
西部	1
北部	1
計	14

オ 短期集中通所サービス（維持・拡充）

リハビリテーション専門職による専門的支援（運動器機能及び生活機能の維持向上等）をおおむね3か月実施し、地域活動への参加を促進します。本計画期間中の具体的な整備目標は定めませんが、供給量に不足がないよう、要支援者等のニーズを注視していきます。

〔図表 6-1-5: 短期集中通所サービス〕 (事業所)

圏域	令和5年度（現在値）
中央部	2
東部	1
西部	0
北部	0
計	3

③事業量の見込み

〔図表 6-1-6:介護予防・生活支援サービス事業量の見込み〕 (人)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
旧介護予防訪問サービス	168	171	174
生活支援サービス	55	60	65
旧介護予防通所サービス	287	292	297
基準緩和通所サービス	76	77	79
短期集中通所サービス	18	21	24

(2) 一般介護予防事業

①介護予防把握事業

地域の実情に応じ、「そうじゃ台帳」等を整備・活用して、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を早期に把握し、住民主体の介護予防活動へつなげることを目的に事業を行います。

〔図表 6-1-7:介護予防把握事業の主な取り組み〕

主な取り組み	第4章記載ページ
そうじゃ台帳の整備	78 ページ
高齢者把握事業の強化	81 ページ

②介護予防普及啓発事業

生活習慣病予防、口腔機能の向上などをテーマとして、地域のサロン、いきいき百歳体操会場等に出向き、介護予防に関する講座（いきいき講座）を実施し、自ら介護予防に取り組めるよう正しい知識の普及啓発を行います。

〔図表 6-1-8:介護予防普及啓発事業の主な取り組み〕

主な取り組み	第4章記載ページ
いきいき講座の実施	83 ページ

③地域介護予防活動支援事業

年齢や心身の状態等によって高齢者を分け隔てることなく、参加することができる介護予防活動の地域展開を目指し、「いきいき百歳体操」等の介護予防に資する住民主体の通いの場づくり等を行います。

〔図表 6-1-9:地域介護予防活動支援事業の主な取り組み〕

主な取り組み	第4章記載ページ
いきいき百歳体操・かみかみ百歳体操・しゃきしゃき百歳体操の普及	82 ページ

④一般介護予防事業評価事業

評価指標の達成状況等の検証を通じ、一般介護予防事業の評価を行い、事業の実施方法等の改善を図るための事業を行います。

⑤地域リハビリテーション活動支援事業

介護予防の取り組みを機能強化するために、住民主体の通いの場等へのリハビリ専門職等の派遣や通いの場で活動するリーダーの育成支援を行います。

また、地域ケア個別会議に派遣し、個別事例の評価、事業所専門職やケアマネジャーへの助言ができる体制を整備し、介護予防ケアマネジメントの考え方を共有するとともにアセスメント機能の強化を図ります。

〔図表 6-1-10: 地域リハビリテーション活動支援事業の主な取り組み〕

主な取り組み	第4章記載ページ
地域ケア個別会議のアセスメント機能強化	77 ページ
介護予防ケアマネジメントに関する研修会の開催	77 ページ

(3) 地域包括支援センター運営事業

地域包括支援センターを市内6カ所に設置し、包括的支援事業（総合相談・支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等）を実施します。

高齢化の進行や生活課題の複雑化などに伴う業務量や役割の増大に応じて、地域包括支援センターに必要な機能の強化を図ります。

〔図表 6-1-11: 地域包括支援センター運営事業の主な取り組み〕

主な取り組み	第4章記載ページ
職種別連絡会議・3職種合同連絡会議の開催	71 ページ
事業評価の実施	72 ページ
地域包括支援センター運営委員会の開催	72 ページ
介護支援専門員への支援実施	73 ページ

(4) 在宅医療・介護連携推進事業

地域の医療・介護関係機関・関係団体と協力して、地域の医療・介護関係者が参画する「総社市地域医療介護連携推進委員会」の開催、医療・介護連携に関する相談の受付、ケアキャビネット「きびきび」の利用促進、関係者の研修会等を行い、多職種による医療と介護の連携体制を整備します。

また、医療・介護サービスに関する講演会や講座を開催し、理解の促進を図ります。

〔図表 6-1-12: 在宅医療・介護連携推進事業の主な取り組み〕

主な取り組み	第4章記載ページ
総社市地域医療介護連携推進委員会を活用した切れ目のない医療と介護の提供体制の構築推進	88 ページ
医療・介護関係者の情報共有の支援	88 ページ
医療・介護関係者の研修	89 ページ

(5) 生活支援体制整備事業

生活支援コーディネーターを中心に、これまでに明らかになった生活課題（移動・買い物・居場所・担い手・見守り・空き家）の解決と資源開発などを検討し、本市における生活支援サービス体制の整備を推進します。

また、介護予防・生活支援サービスについては、生活支援サービス検討委員会で実施状況の検証を行い、改善に努めるものとします。

〔図表 6-1-13: 生活支援体制整備事業の主な取り組み〕

主な取り組み	第4章記載ページ
協議体の機能強化	79 ページ
生活支援サポーターの養成と活動の多様化による充実強化	79 ページ
生活支援コーディネーターの役割強化	80 ページ
介護予防・日常生活総合支援事業の周知	80 ページ

(6) 認知症総合支援事業

認知症地域支援推進員を中心に、認知症を早期発見・対応する認知症初期集中支援チームの活動や、地域ごとのSOS声かけ訓練の開催、認知症カフェの充実を図ります。

また、配慮があれば働ける若年性認知症の人が生きがいや役割を持って暮らせるよう、寄り添い支援や就労支援を行います。

〔図表 6-1-14: 認知症総合支援事業の主な取り組み〕

主な取り組み	第4章記載ページ
認知症初期集中支援チームの充実	101 ページ
SOS（そうじゃ・おかえり・サポート）システムの推進	103 ページ
そうじゃ認知症 SOS 声かけ訓練の実施	103 ページ
認知症サポーターの活動促進	104 ページ
キャラバン・メイトの拡大	104 ページ
認知症カフェの拡大	105 ページ
認知症の人の就労支援に向けた取り組み	106 ページ

(7) 地域ケア会議推進事業

地域包括支援センターにおいて、多職種協働による地域ケア個別会議を実施します。

また、個別の事例を検討するなかで積み上げられた課題を政策形成に反映させるための会議として、三層構造の地域ケア会議を実施します。

〔図表 6-1-15: 地域ケア会議推進事業の主な取り組み〕

主な取り組み	第4章記載ページ
地域ケア個別会議の定期的な開催	76 ページ
小地域ケア会議の開催	75 ページ
圏域地域包括ケア会議の開催	75 ページ
地域包括ケア会議の開催	76 ページ

(8) 任意事業

第6期介護給付適正化計画に基づく介護給付適正化事業，認知症高齢者を介護する家族への支援など，介護や支援が必要な高齢者やその家族が，住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう，その状態やニーズに応じたサービスを提供する取り組みを推進します。

また，家族介護者が介護についての必要な情報を入手し，効果的にサービスや制度，社会資源を活用することにより，安心して自分自身の生活も継続できるよう，地域の関係機関・団体，企業などとの連携による支援体制を構築します。

〔図表 6-1-16:任意事業の主な取り組み〕

主な取り組み	第4章記載ページ
ケアプランの点検	113 ページ
住宅改修等の点検，福祉用具購入・貸与調査	113 ページ
縦覧点検・医療情報との突合	114 ページ
認知症見守り GPS 購入費等助成事業	106 ページ